

留学生交流支援制度（長期派遣）実施細則を次のように定める。

平成21年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 梶山千里

海外留学支援制度（大学院学位取得型）実施細則

（趣旨）

第1条 この細則は、海外留学支援制度（大学院学位取得型）実施規程（平成21年規程第23号。以下「規程」という。）第5条、第10条及び第16条の規定に基づき、派遣留学生に対する奨学金及び渡航支援金（以下「奨学金等」という。）の支給及びその他の事項に関し、必要な事項を定める。

（支給内容）

第2条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、派遣留学生として採用が決定された者（以下「支給対象者」という。）に対し、奨学金等を支給する。

（採用又は支給の辞退）

第3条 我が国の大学（以下「大学」という。）取りまとめにより支給対象者となった者は、大学を通じ、奨学金等の支給期間の開始前であっては派遣留学生としての採用を、開始後であっては奨学金等の支給を辞退することができる。

2 大学の長（以下「大学長」という。）は、支給対象者から前項の採用又は支援辞退の申出があった場合、別に定める関係書類により、その旨を理事長に届け出るものとする。

3 規程第7条第2項に規定する個人応募により支給対象者となった者は、理事長に届け出ることにより、奨学金等の支給期間の開始前であっては派遣留学生としての採用を、開始後であっては奨学金等の支給を辞退することができる。

4 理事長は、前2項の届出があった場合、当該支給対象者への奨学金等の支給を終了するものとする。既に大学又は支給対象者へ支給済みの奨学金等については、その全部又は一部を返納させることができる。

（奨学金等の支給期間）

第4条 大学長は、支給対象者が奨学金等の支給期間の変更を希望する場合、別に定める関係書類により、その変更を理事長に申請するものとする。

2 理事長は、次の各号の条件を全て満たしていると判断した場合に限り、支給期間の変更を承認する。

- (1) 査証発給の遅れや病気など、やむを得ない理由によること。
- (2) 変更後の奨学金等支給期間が、変更前の期間を超えないこと。ただし、支給期

間中に、修士課程から博士課程に移行する場合には、この限りではない。

- (3) 変更後の奨学金等の支給開始月が、変更前の開始月と同年度内に属していること。

(奨学金等の支給方法)

第5条 大学長は、支給対象者の申請に基づき、別に定める関係書類により、奨学金等の支給を理事長に申請するものとする。

- 2 理事長は、前項による申請の内容を審査の上、大学が設置する銀行口座に振込送金する。
- 3 大学長は、支給対象者の留学先大学での在籍を毎月確認するものとし、奨学金については原則として一月分ごとに送金するものとする。
- 4 大学長は、渡航支援金については渡航するごとに一括で送金するものとする。
- 5 理事長は、各種申請により支給期間中に支給すべき奨学金の金額に変更があり、既に支給済みの奨学金と差額が生じる場合、当該差額を返納させる又は追加支給するものとする。

(奨学金等の支給の終了)

第6条 理事長は、支給対象者が次の各号の一に該当すると認められた場合は、直ちに奨学金等の支給を終了するものとする。

- (1) 規程第4条に定める各号の要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 留学先大学など留学計画の主要部分に変更が生じているとき。ただし、変更後も第4条に定める条件を満たす場合には、規程第8条に定める審査会で再審査の上、支給を継続することができる。
 - (3) 留学先大学を退学又は除籍になったとき。
 - (4) 支給対象者の支給期間中の各種申請書類の内容に虚偽があることが認められたとき。
- 2 理事長は、前項に該当する支給対象者に対して、支給終了月（事由が発生した月をいう。以下この条において単に「支給終了月」という。）の翌月以降の奨学金を既に支給済みの場合、当該奨学金を返納させるものとする。
 - 3 理事長は、支給対象者が次の各号の一に該当すると認められた場合は奨学金等の支給を、当該事由が発生した学期をもって終了することができる。
 - (1) 学位を取得できないことが確定したとき。
 - (2) 留学先大学の学業成績が著しく不良となったことが明らかとなるとき。
 - (3) その他派遣留学生としての責務を怠り、派遣留学生として適当でないと認められるとき。
 - 4 理事長は、前項に該当する支給対象者に対して、支給終了月の属する学期の翌学期以降分の奨学金等を既に支給済みの場合、その全部を返納させるものとする。

(採用の取消し)

第7条 理事長は、支給対象者の応募書類の内容に虚偽があることが認められた場合は、派遣留学生としての採用を取り消すことができる。

- 2 理事長は、前項に該当する支給対象者に対して既に奨学金等を支給している場合、

その全部を返納させるものとする。

(奨学金等を支給しない場合)

第8条 理事長は、第3条、第6条及び前条に規定するもののほか、支給対象者に対する奨学金等の支給が不適切であると認められる場合、奨学金等は支給しないものとする。

2 理事長は、前項に該当する支給対象者に対して既に奨学金等を支給している場合、奨学金等の全部又は一部を返納させるものとする。

(受給証明書の発行)

第9条 大学長は、支給対象者の申請に基づき、別に定める関係書式により、機構に代わって奨学金等の受給証明書を発行することができるものとし、その際、必ず控えを取り保管するものとする。

(支給対象者の資格及び条件の変更)

第10条 大学長は、規程第7条第1項により理事長に提出した資格及び条件に関する書類のうち、支給対象者に係る内容に変更が生じた場合、当該変更内容について、別に定める関係書類により、速やかに理事長に届け出るものとする。

(個人応募による採用者の手続き等)

第11条 規程第7条第2項に規定する個人応募による場合にあっては、第4条中「大学長は、支給対象者が」とあるのは「支給対象者は」と、第5条第1項中「大学長は、支給対象者の申請に基づき」とあるのは「支給対象者は」と、同条第2項中「大学が設置する銀行口座」とあるのは「支給対象者が指定する口座」と、同条第3項及び第4項中「大学長は」とあるのは「理事長は」と、第9条中「大学長」とあるのは「理事長」と、「機構に代わって奨学金等」とあるのは「奨学金等」と、前条中「大学長」とあるのは「支給対象者」と、「第7条第1項」とあるのは「第7条第2項」と読み替えるものとする。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

(奨学金等の支給期間の特例)

2 第4条第2項の規定にかかわらず、理事長は、新型コロナウイルス感染症の影響により学修・研究期間に変更が生じた派遣留学生に対し、奨学金等の支給期間の変更を承認することができる。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成24年細則第6号)

この細則は、平成24年6月13日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成26年細則第8号)

(施行期日)

1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前の留学生交流支援制度（長期派遣）により、施行日の前日において奨学金等の給付を受けていた者で、施行日以後引き続き奨学金等の給付を受ける者については、施行日以降、海外留学支援制度（長期派遣）にて支援する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年細則第5号）
（施行期日）

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日前の海外留学支援制度（長期派遣）により、施行日の前日において奨学金等の給付を受けていた者で、施行日以後引き続き奨学金等の給付を受ける者については、施行日以降、海外留学支援制度（大学院学位取得型）にて支援する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年細則第12号）
（施行期日）

- 1 この細則は、平成30年10月18日から施行する。
（経過措置）
- 2 この細則による改正後の規定は、平成31年度以降に新たに実施する海外留学支援制度（大学院学位取得型）による支援について適用し、平成30年度以前に開始した海外留学支援制度（大学院学位取得型）による支援については、なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和元年細則第3号）
（施行期日）

- 1 この細則は、令和元年8月19日から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日前に派遣留学生として採用され、施行日の属する年度においても支援を受ける者については、第4条を除き、なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年細則第19号）
この細則は、令和2年10月2日から施行する。

- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和3年細則第1号）
この細則は、令和3年2月19日から施行し、改正後の附則第2項の規定は令和2年6月19日から、第10条及び第11条の規定は令和2年9月1日から適用する。
- 6 月19日から、第10条及び第11条の規定は令和2年9月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和5年細則第3号）
この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和6年細則第4号）
この細則は、令和6年4月1日から施行する。